

(様式2)

年 月 日

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

川崎市長 あて

所在地

法人等名称

代表者氏名

福祉交流農園の運営利用者の応募申込にあたり、川崎市暴力団排除条例第2条第1号から第3号、5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約します。

また、次の者については、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

役員等氏名一覧表

(年 月 日現在の役員)

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T、S、H ・ ・		
	()	T、S、H ・ ・		
	()	T、S、H ・ ・		
	()	T、S、H ・ ・		
	()	T、S、H ・ ・		

(注1) 法人その他の団体においては全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。

(注2) 性別は任意記載。ただし、照会時に性別が必要になった場合には教えていただく場合がございます。

(裏面)

川崎市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人等にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある
- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある